



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表  
令和元年9月30日(月)

担当

島根労働局労働基準部監督課  
監督課長 大和 稔弘  
専門監督官 森下 孝則  
電話：0852-31-1156

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」などの取組を行います。この月間は、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

島根労働局（局長 たむら かずみ 田村 和美）においても、以下の取組を実施します。

### <「過労死等防止啓発月間」における主な取組について>【別添1参照】

#### 1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催【別添2参照】

日時 令和元年11月21日(木) 13:30～16:00

場所 雲南市木次経済文化会館チェリヴァホール（雲南市木次町里方55番地）

内容 基調講演「過労自死の予防について」ほか

#### 2 「過重労働解消キャンペーン」の実施

##### ① 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、県内の使用者団体や労働組合などに対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などについて協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

##### ② 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

島根労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている県内の「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を紹介します。

※企業訪問の詳細につきましては、後日別途広報する予定です。

③ 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

④ 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する相談について、都道府県労働局の担当官が対応します。

実施日時 令和元年10月27日（日）9:00～17:00

フリーダイヤル 0120（<sup>なくしましょう</sup>794）<sup>長い残業</sup>713

⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します【別添3参照】

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月から11月を中心に、全国で計64回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施します。県内での開催日時などは、次のとおりです（無料でどなたでも参加できます）。

開催日時 令和元年11月6日（水）14:00～16:30

開催場所 松江テルサ（松江市朝日町478-18（JR松江駅前））

専用ホームページ <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

## 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

## 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握<sup>※1</sup>し、次の措置を講じましょう。

## 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>

### ①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。  
(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。  
(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。  
(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

### ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

### ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

## 賃金不払残業を解消するために<sup>※3</sup>

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)  
 ※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)  
 ※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

## 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

### 1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

### 2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

### 3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

**実施日時** 令和元年10月27日(日) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

**0120-794-713**



以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。  
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

(厚生労働省委託事業) フリーダイヤル はい！ ろうどう  
**労働条件相談ホットライン 0120-811-610**  
 (月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

### 4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

専用ホームページ

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>





毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2019年11月21日(木)

13:30~16:00 (受付13:00~)

会場

雲南市木次経済文化会館  
チェリヴァホール  
(雲南市木次町里方55番地)

[定員] 200名

**参加  
無料**

● 基調講演

「過労自死の予防について」



大阪弁護士会所属、  
弁護士法人ライフパートナー法律事務所

おごし てる ゆき  
**生越 照幸 氏**



**参加費  
無料**

 各回定員約**100名**  
 事前予約制(先着順)

令和元年度 厚生労働省委託事業

**過重労働解消のためのセミナー**


# 新しい時代に、 人々が求めている職場とは？

9月より全国47都道府県で開催！


**取組事例を  
複数紹介!**
**働く人の健康を意識した  
働きやすい職場づくりが  
人材不足解消のカギです**

 LINE 友だち登録  
 はコチラ!!

**受講対象者**
**事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など**
**セミナー開始時間**
**14時00分～16時30分** 13時30分より受付開始いたします

**セミナー内容**

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令」
- 防止のための事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- 陥りがちな違法行為
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例 など

**申込方法**

- 本紙裏面のFAX申込書  
**FAX:03-5913-6409**

 受付後(約5営業日)メールで受講票を送付いたします。  
 ※受講日の5～6日前にお申込みされた方は、会場にて氏名確認で受講できます。

- 専用webサイトへ

 LEC 過重労働解消 **検索**

 ※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。  
 無断で第三者に提供することはありません。

 QRコードからも  
 ご覧いただけます

 お問い合わせは 委託運営: **LEC東京リーガルマインド** 過重労働解消のためのセミナー事業事務局 担当 田中・久保田

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL: 03-5913-6085(平日9時～17時) FAX: 03-5913-6409

E-Mail: kaju-seminar@lec-jp.com 専用HP: http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/

# 令和元年度 厚生労働省委託事業 「過重労働解消のためのセミナー」

開催会場一覧			
開催時間：14時00分～16時30分(全会場共通)			
開催都市名	開催日	会場	
北海道	札幌市	9/18(水)	北農健保会館(3階 大会議室)
青森県	青森市	10/7(月)	青森県観光物産館アスパム(4階 十和田)
岩手県	盛岡市	9/6(金)	アイーナいわて県民情報交流センター(会議室501A+B)
宮城県	仙台市	10/24(木)	東京エレクトロンホール宮城(602中会議室)
秋田県	秋田市	10/23(水)	にぎわい交流館(研修室1+2)
山形県	山形市	11/12(火)	ヤマコーホール(中ホール)
福島県	福島市	11/11(月)	コラッセふくしま(多目的ホールA)
茨城県	水戸市	9/12(木)	TKPスター貸会議室水戸駅前(カンファレンスルーム6A)
栃木県	宇都宮市	10/16(水)	TKP宇都宮カンファレンスセンター(カンファレンスルームB)
群馬県	前橋市	9/25(水)	前橋テルサ(つつじの間)
埼玉県	さいたま市	9/30(月)	ソニックシティ(906)
		11/7(木)	TKP大宮ビジネスセンター(ホール1)
千葉県	千葉市	12/2(月)	千葉市文化センター(セミナー室)
東京都	新宿区	9/5(木)	LEC新宿エルタワー本校(1809/1810教室)
		9/19(木)	
		10/3(木)	
		10/17(木)	
		11/1(金)	
		11/12(火)	
		11/22(金)	
		12/3(火)	
神奈川県	横浜市	9/18(水)	神奈川県中小企業共済会館(602～604)
11/8(金)			
新潟県	新潟市	10/2(水)	コープシティ花園(ガレソンホールa+b)
富山県	富山市	9/10(火)	富山県中小企業研修センター(大ホール)
石川県	金沢市	11/15(金)	金沢商工会議所(大会議室A+B)
福井県	福井市	11/20(水)	福井県国際交流会館(第1・第2会議室)
山梨県	甲府市	9/26(木)	YCC県民文化ホール(会議室)
長野県	長野市	9/20(金)	JA長野県ビル(12階A会議室)
岐阜県	岐阜市	10/11(金)	ワークプラザ岐阜(4階大会議室)
		静岡県	浜松市
静岡県	静岡市	10/10(木)	静岡県男女共同参画センターあざれあ(2階大会議室)

開催都市名	開催日	会場	
愛知県	名古屋市	9/17(火)	ウイングあいち(902)
		10/10(木)	
	11/29(金)	ウイングあいち(901)	
	豊田市	11/6(水)	豊田市福祉センター(41会議室)
三重県	津市	9/24(火)	三重県教育文化会館(大会議室)
滋賀県	大津市	10/18(金)	ピアザ淡海(滋賀県立県民交流センター207会議室)
京都府	京都市	9/12(木)	コープ.イン.京都(202号室)
大阪府	大阪市	9/5(木)	エルおおさか(南ホール)
		10/8(火)	
		10/24(木)	
		12/5(木)	LEC梅田駅前本校(507教室)
兵庫県	神戸市	10/9(水)	兵庫県中央労働センター(小ホール)
奈良県	奈良市	10/25(金)	エルトピア奈良(大会議室A+B)
和歌山県	和歌山市	10/30(水)	和歌山県民文化会館(5階 大会議室)
鳥取県	鳥取市	9/12(木)	鳥取県立生涯学習センター(講義室)
島根県	松江市	11/6(水)	松江テルサ(大会議室)
岡山県	岡山市	11/11(月)	おかやまコープ(オルガホール)
広島県	広島市	11/28(木)	TKP広島平和大通りカンファレンスセンター(ホール3D)
山口県	下関市	9/9(月)	海峡メッセ下関(801大会議室)
徳島県	徳島市	9/19(木)	とくぎんトモニプラザ(4階 会議室2)
香川県	高松市	11/14(木)	TCB会議室(高松センタービル201号室)
愛媛県	松山市	10/8(火)	松山市総合コミュニティセンター(第1・第2会議室)
高知県	高知市	9/20(金)	高知県立県民文化ホール(第6多目的室)
福岡県	福岡市	9/24(火)	天神クリスタルビル(大ホールA+B)
		11/19(火)	
佐賀県	佐賀市	9/30(月)	佐賀県教育会館(第一会議室)
長崎県	長崎市	10/25(金)	長崎県建設工業協同組合(8階 大会議室)
熊本県	熊本市	10/7(月)	くまもと森都心プラザ(A・B会議室)
大分県	大分市	11/14(木)	全労済ソレイユ(3階 牡丹)
宮崎県	宮崎市	11/1(金)	JA・AZUMホール(別館202研修室)
鹿児島県	鹿児島市	10/29(火)	天文館ビジョンホール(6Fホール)
沖縄県	那覇市	9/27(金)	沖縄産業支援センター(中ホール312)

## 「過重労働解消のためのセミナー」参加申込書

※送信面(表裏)を必ずご確認のうえお送りください

**FAX 03-5913-6409**

参加希望日	月 日	会場名				
※複数のお申込は、複写をとって別々にファックス						
フリガナ		フリガナ	参加希望人数	名		
氏名		企業・団体名		5名様以上はTEL確認をお願いします		
業種		企業規模	10名未満	10～100名	101～200名	300名以上
TEL	—					
FAX	—	e-mail	@			

※いずれかを○で囲む